

国立大学法人富山大学職員退職手当規則

平成17年10月1日制定	平成18年4月1日改正
平成19年4月1日改正	平成20年7月8日改正
平成21年4月1日改正	平成22年4月1日改正
平成23年1月1日改正	平成24年10月1日改正
平成25年1月22日改正	平成25年11月26日改正
平成26年11月25日改正	平成30年2月27日改正
平成31年1月29日改正	令和元年12月24日改正

(目的)

第1条 この規則は、国立大学法人富山大学職員就業規則（以下「職員就業規則」という。）第50条の規定に基づき、国立大学法人富山大学の職員（職員就業規則第2条第2項に規定する特命教授、特命准教授、特命講師、特命助教及び特別研究教授（以下「特命教授等」という。）を除く。）が退職した場合に支給する退職手当に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規則による退職手当は、職員が退職（死亡及び解雇を含む。）した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。

2 前項に規定する退職には、職員就業規則第2条第2項に規定する寄附講座教員、寄附研究部門教員及び共同研究講座教員（以下「寄附講座等教員」という。）以外の職員が寄附講座等教員となる場合又は寄附講座等教員（国立大学法人富山大学職員給与規則（以下「職員給与規則」という。）に規定する教育職本給表（一）適用の者に限る。）が寄附講座等教員（職員給与規則に規定する教育職本給表（一）適用の者を除く。）若しくは寄附講座等教員以外の職員となる異動を含む。

(遺族の範囲及び順位)

第2条の2 この規則において、「遺族」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 配偶者（届出をしないが、職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
- (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたもの
- (3) 前号に掲げる者のほか、職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族（民法第725条に規定する者をいう。）
- (4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しないもの

2 この規則の規定による退職手当を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順位により、同項第2号及び第4号に掲げる者のうちにあつては、当該各号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養

父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。

- 3 この規則の規定による退職手当の支給を受けるべき遺族に同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によって当該退職手当を等分して当該各遺族に支給する。
- 4 第1項第1号の規定は、国家公務員共済組合法にいう配偶者の意義について（大蔵省主計局長照会 昭和38年9月28日決裁）の見解による。
- 5 職員の死亡当時、第1項に規定する遺族がないときは、退職手当を支給しない。
- 6 次に掲げる者は、この規則の規定による退職手当の支給を受けることができる遺族としない。

(1) 職員を故意に死亡させた者

(2) 職員の死亡前に、当該職員の死亡によってこの規則の規定による退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者
(退職手当の支払)

第2条の3 この規則による退職手当は、他の法令及び本学の職員就業規則に別段の定めがある場合を除き、その全額を、現金で、直接この規則の規定によりその支給を受けるべき者に支払うものとする。ただし、その支給を受ける者の同意を得て預金口座への振り込みにより支払う場合は、この限りでない。

2 次条及び第6条の3の規定による退職手当は、職員が退職した日から起算して1月以内に支払わなければならない。ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確知することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。
(退職手当)

第2条の4 退職した者に対する退職手当の額は、次条から第6条までの規定により計算した退職手当の基本額に、第6条の2の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。

(自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額)

第3条 次条又は第5条の規定に該当する場合を除くほか、退職した者に対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の本給の月額（職員就業規則第25条第1項に定める本給並びに同条第2項に定める本給の調整額及び教職調整額の月額の合計額（国立大学法人富山大学年俸制（二）適用教員給与規則（以下「年俸制（二）適用教員給与規則」という。）の適用を受ける教育職員（以下「年俸制（二）適用教員」という。）にあっては、採用（退職金に係る運営費交付金の対象者台帳（16文科人第26号通知別紙2。以下「台帳」という。）に掲載）された日から職員給与規則に規定する教育職本給表（一）が適用される教員であったものとして初任給、昇格、昇給等の規定を適用して再計算した場合に退職日に受けることとなる本給及び本給の調整額の月額の合計額）とする。（以下次条、第5条、第5条の2及び第5条の3において同じ。）以下「退職日本給の月額」という。）に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の100
 - (2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の110
 - (3) 16年以上20年以下の期間については、1年につき100分の160
 - (4) 21年以上25年以下の期間については、1年につき100分の200
 - (5) 26年以上30年以下の期間については、1年につき100分の160
 - (6) 31年以上の期間については、1年につき100分の120
- 2 前項に規定する者のうち、負傷若しくは病気（以下「傷病」という。）又は死亡によらず、かつ、第9条の2第5項に規定する認定を受けないで、その者の都合により退職した者（第10条第1項に該当する者及び傷病によらず、職員就業規則第20条第2項第1号から第3号までの規定により解雇された者を含む。以下この項及び第6条の2第4項において「自己都合等退職者」という。）に対する退職手当の基本額は、自己都合等退職者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
- (1) 勤続期間1年以上10年以下の者 100分の60
 - (2) 勤続期間11年以上15年以下の者 100分の80
 - (3) 勤続期間16年以上19年以下の者 100分の90
- 3 第2項に掲げる傷病とは、国家公務員共済組合法第81条第2項に規定する障害等級に該当する程度の状態の負傷若しくは病気をいう。（以下次条第3項、第5条第1項及び第3項において同じ。）
- （11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額）
- 4 第1項に規定する年俸制（二）適用教員の年俸制（二）適用教員給与規則の適用を受ける期間及び国立大学法人富山大学年俸制（一）適用教員給与規則（以下「年俸制（一）適用教員給与規則」という。）の適用を受けていた期間があった場合の当該期間に係る再計算過程において適用する昇給区分は、原則として、すべて標準（C区分）を適用する。
- 第4条 11年以上25年未満の期間勤続した者であって、次に掲げる者に対する退職手当の基本額は、退職日本給の月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。
- (1) 職員就業規則第17条第1項の規定により退職した者
 - (2) その者の事情によらないで引き続いて勤務することを困難とする理由により退職した者
 - (3) 第9条の2第5項に規定する認定（同条第1項第1号に係るものに限る。）を受けて同条第7項に規定する退職すべき期日に退職した者
- 2 前項に規定する職員の事情によらないで引き続いて勤務することを困難とする理由により退職した者とは、次に掲げる者とする。
- (1) 25年未満の期間勤続し、事業場の移転により退職した者

- (2) 11年以上25年未満の期間勤続し、任期を終えて退職した者
- 3 第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者で、通勤（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項に規定する通勤をいう。以下同じ。）による傷病により退職し、死亡（業務上の死亡を除く。）により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（第1項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。
- 4 第1項に規定する勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合は、次のとおりとする。
- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の125
 - (2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の137.5
 - (3) 16年以上24年以下の期間については、1年につき100分の200
- （25年以上勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額）
- 第5条 次に掲げるものに対する退職手当の基本額は、退職日本給の月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。
- (1) 25年以上勤続し、職員就業規則第17条第1項の規定により退職した者
 - (2) 第9条の2第5項に規定する認定（同条第1項第2号に係るものに限る。）を受けて同条第7項に規定する退職すべき期日に退職した者
 - (3) 業務上の傷病又は死亡により退職した者
 - (4) 25年以上勤続し、その者の事情によらないで引き続いて勤務することを困難とする理由により退職した者
 - (5) 25年以上勤続し、第9条の2第5項に規定する認定（同条第1項第1号に係るものに限る。）を受けて同条第7項に規定する退職すべき期日に退職した者
- 2 前項に規定する職員の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者とは、次に掲げる者とする。
- (1) 25年以上の期間勤続し、事業場の移転により退職した者
 - (2) 25年以上の期間勤続し、任期を終えて退職した者
- 3 第1項の規定は、25年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（第1項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。
- 4 第1項に規定する勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合は、次のとおりとする。
- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の150
 - (2) 11年以上25年以下の期間については、1年につき100分の165
 - (3) 26年以上34年以下の期間については、1年につき100分の180
 - (4) 35年以上の期間については、1年につき100分の105
- （本給の月額の減額改定以外の理由により本給の月額が減額されたことがある場合の退職手当基本額に係る特例）

第5条の2 退職した者の基礎在職期間中に、本給の月額の減額改定（規則の改正及び他関係

規則等の改正による減額改定をいう。以下同じ。)以外の理由によりその者の本給の月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日(以下「減額日」という。)における当該理由により減額されなかったものとした場合のその者の本給の月額のうち最も多いもの(以下「特定減額前本給の月額」という。)が、退職日本給の月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、第3条から前条までの規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

(1) その者が特定減額前本給の月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前本給の月額を基礎として、第3条から前条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

(2) 退職日本給の月額に、イに掲げる割合からロに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

イ その者に対する退職手当の基本額が第3条から前条までの規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日本給の月額に対する割合

ロ 前号に掲げる額の特定減額前本給の月額に対する割合

2 前項の「基礎在職期間」とは、その者に係る退職(この規則の規定により、退職手当を支給しないこととしている退職を除く。)の日以前の期間のうち、次の各号に掲げる在職期間に該当するもの(当該期間中にこの規則の規定による退職手当の支給を受けたこと又は第7条第5項に規定する他の国立大学法人等の職員、第7条の2第1項に規定する国家公務員等として退職したことにより退職手当(これに相当する給付を含む。)の支給を受けたことがある場合におけるこれらの退職手当に係る退職の日以前の期間及び第7条第6項の規定により職員としての引き続いた在職期間の全期間が切り捨てられたこと又は第10条第1項若しくは第12条第1項の規定により退職手当の全部を支給しないこととする処分を受けたことにより退職手当の支給を受けなかったことがある場合における当該退職手当に係る退職の日以前の期間(これらの退職の日に職員、第7条第5項に規定する他の国立大学法人等の職員、第7条の2第1項に規定する国家公務員等となったときは、当該退職の日前の期間)を除く。)をいう。

(1) 職員として引き続いた在職期間

(2) 第7条第5項の規定により職員としての引き続いた在職期間に含むものとされた他の国立大学法人等の職員としての引き続いた在職期間

(3) 第7条の2第1項に規定する再び職員となった者の同項に規定する国家公務員等としての引き続いた在職期間

(4) 第7条の2第2項に規定する場合における国家公務員等としての引き続いた在職期間

(5) 第8条第2項に規定する場合における役員としての引き続いた在職期間

3 第1項の規定は、年俸制(二)適用教員が年俸制(二)適用教員給与規則の適用を受

ける期間及び年俸制（一）適用教員給与規則の適用を受けていた期間があった場合の当該期間に係る再計算過程において、職員給与規則第 22 条の規定の適用により本給の調整額が減額される場合には、これを適用しない。

（定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例）

第 5 条の 3 第 4 条第 1 項第 3 号及び第 5 条第 1 項（第 1 号を除く。）の規定に規定する者のうち、定年に達する日から 6 月前までに退職した者であって、その勤続期間（年俸制（一）適用教員給与規則適用から年俸制（二）適用教員給与規則適用へ切替えた者においては、第 7 条第 8 項の期間を除算しないで算定された在職期間によって得られた勤続期間）が 20 年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定めている当該職員に係る定年から 15 年を減じた年齢以上であるものに対する第 4 条第 1 項、第 5 条第 1 項及び前条第 1 項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項	退職日本給の月額	退職日本給の月額及び退職日本給の月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数 1 年につき当該年数及び退職日本給の月額に応じて 100 分の 3 を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額の合計額
第 5 条の 2 第 1 項第 1 号	及び特定減額前本給の月額	並びに特定減額前本給の月額及び特定減額前本給の月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数 1 年につき当該年数及び特定減額前本給の月額に応じて 100 分の 3 を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額の合計額
第 5 条の 2 第 1 項第 2 号	退職日本給の月額に、	退職日本給の月額及び退職日本給の月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数 1 年につき当該年数及び特定減額前本給の月額に応じて 100 分の 3 を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額の合計額に、
第 5 条の 2 第 1 項	前号に掲げる額	その者が特定減額前本給の月額に係る減額

第 2 号口		日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前本給の月額を基礎として、第 3 条から前条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額
--------	--	--

2 定年に達する日の属する年度に職員の非違によることなく勸奨を受けて退職した者には、前項を適用しない。

3 第 1 項に定める割合の適用は、国家公務員退職手当法施行令（以下「退職手当法施行令」という。）第 5 条の 3 を準用する。

（退職手当支給率の調整）

第 5 条の 4 当分の間、35 年以下の期間勤続して退職した者に対する退職手当の基本額は、第 3 条から第 5 条の 3 までの規定により計算した額にそれぞれ 100 分の 83.7 を乗じて得た額とする。この場合において、第 6 条の 3 第 1 項中「前条」とあるのは、「前条並びに第 5 条の 4 第 1 項」とする。

2 当分の間、36 年以上 42 年以下の期間勤続して退職した者で第 3 条第 1 項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項又は第 5 条の 2 の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。

3 第 5 条の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が 35 年を超える者に対する退職手当の基本額は、第 5 条から第 5 条の 3 までの規定にかかわらず、当分の間、その者の勤続期間を 35 年として第 1 項の規定の例により計算して得られた額とする。

（退職手当の基本額の最高限度額）

第 6 条 退職した者について、第 3 条から第 5 条までの規定により計算した退職手当の基本額が、退職日本給の月額に 59.28 を乗じて得た額を超えるときは、当分の間、これらの規定にかかわらず、59.28 を乗じて得た額をその者の退職手当の基本額とする。

2 第 5 条の 2 第 1 項の規定により計算した退職手当の基本額が、次の各号に掲げる同項第 2 号口に掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。

(1) 59.28 以上 特定減額前本給の月額に 59.28 を乗じて得た額

(2) 59.28 未満 特定減額前本給の月額に第 5 条の 2 第 1 項第 2 号口に掲げる割合を乗じて得た額及び退職日本給の月額に 59.28 から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

（退職手当の調整額）

第 6 条の 2 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第 5 条の 2 第 2 項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（職員就業規則第 11 条第 1 項各号（第 6 号及び第 8 号を除

く。)の規定による休職(業務上の傷病又は通勤による傷病による休職,及び職員を大学で定める法人その他団体の業務に従事させるための休職を除く。),同規則第33条第1項の規定による育児休業及び同規則第39条第3号の規定による出勤停止その他これらに準ずる事由により現実に職務をとることを要しない期間のある月(現実に職務をとることを要する日のあった月を除く。以下「休職月等」という。)を除く。)ごとに,当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額(以下「調整月額」という。)のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し,その第1順位から第60順位までの調整月額(当該各月の月数が60月に満たない場合には,当該各月の調整月額)を合計した額とする。

- | | |
|-------------|---------|
| (1) 第1号区分 | 95,400円 |
| (2) 第2号区分 | 78,750円 |
| (3) 第3号区分 | 70,400円 |
| (4) 第4号区分 | 65,000円 |
| (5) 第5号区分 | 59,550円 |
| (6) 第6号区分 | 54,150円 |
| (7) 第7号区分 | 43,350円 |
| (8) 第8号区分 | 32,500円 |
| (9) 第9号区分 | 27,100円 |
| (10) 第10号区分 | 21,700円 |
| (11) 第11号区分 | 零 |

2 退職した者の基礎在職期間に第5条の2第2項第2号から第5号までに掲げる期間が含まれる場合における前項の規定の適用については,その者は,当該期間において職員として在職していたものとみなして適用させることとする。

3 第1項各号に掲げる職員の区分は,職の職制上の段階,職務の級,階級その他職員の職務の複雑,困難及び責任の度に関する事項を考慮して,別表第1のとおりとする。

4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は,第1項の規定にかかわらず,当該各号に定める額とする。

(1) 退職した者(第5号に掲げる者を除く。次号において同じ。)のうち自己都合等退職者以外のものでその勤続期間が1年以上4年以下のもの 第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額

(2) 退職した者のうち自己都合等退職者以外のものでその勤続期間が零のもの 零

(3) 自己都合等退職者でその勤続期間が10年以上24年以下のもの 第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額

(4) 自己都合等退職者でその勤続期間が9年以下のもの 零

(5) 次に該当する者 第3条から前条までの規定により計算した退職手当の基本額の100分の8に相当する額

イ 退職日本給の月額が特定職本給表第 8 号給の額に相当する額を超える者その他これに類する者

- 5 前各項に定めるもののほか、調整月額に順位を付す方法その他の本条の規定による退職手当の調整額の計算に関し必要な事項は、退職手当法施行令を準用する。
- 6 第 4 項第 5 号に定めるその他これに類する者の適用は、退職手当法施行令第 6 条の 4 別表第 2 を準用する。
- 7 年俸制（二）適用教員が退職した場合の退職手当の調整額については、採用（台帳に掲載）された日から職員給与規則に規定する教育職本給表（一）が適用される教員であったものとして初任給、昇格、昇給等の規定を適用して再計算した場合に適用されることとなる職務の級に応じて本条の規定により計算して得られる額とする。ただし、年俸制（一）適用教員給与規則の適用を受けていた期間があった場合の当該期間は基礎在職期間から除算する。

（退職手当の額に係る特例）

第 6 条の 3 第 5 条第 1 項に規定する者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が、退職の日におけるその者の基本給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額に満たないときは、第 2 条の 4、第 5 条、第 5 条の 2 及び前条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

- (1) 勤続期間 1 年未満の者 100 分の 270
- (2) 勤続期間 1 年以上 2 年未満の者 100 分の 360
- (3) 勤続期間 2 年以上 3 年未満の者 100 分の 450
- (4) 勤続期間 3 年以上の者 100 分の 540

2 前項の「基本給月額」とは、本給及び扶養手当の月額並びこれらに対する地域手当、広域異動手当の月額の合計額をいう。

（勤続期間の計算）

第 7 条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、職員としての引き続いた在職期間（特命教授等の在職期間を除く。）による。

- 2 前項の規定による在職期間の計算は、職員となった日の属する月から退職した日又は解雇した日の属する月までの月数による。
- 3 職員が退職した場合（第 10 条第 1 項に該当する場合を除く。）において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となったときは、前 2 項の規定による在職期間の計算については、引き続いて在職したものとみなす。
- 4 前 3 項の規定による在職期間のうちに休職月等が一以上あったときは、次の各号に掲げる月数を前 3 項の規定により計算した在職期間から除算する。
 - (1) 職員就業規則第 11 条第 1 項第 8 号の規定による休職又はこれに準ずる事由により現実に勤務をとることを要しなかった期間については、その月数

- (2) 職員就業規則第 33 条第 1 項の規定による育児休業の期間については、その月数の 2 分の 1 に相当する月数（当該育児休業に係る子が 1 歳に達した日の属する月までの期間については、その月数の 3 分の 1 に相当する月数）
 - (3) 職員就業規則第 33 条第 2 項の規定による育児短時間勤務をした期間については、その月数の 3 分の 1 に相当する月数
 - (4) 前 3 項に掲げる以外の現実に職務をとることを要しなかった期間については、休職月等の月数の 2 分の 1 に相当する月数
- 5 第 1 項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、他の国立大学法人、大学共同利用機関法人、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構、放送大学学園（旧独立行政法人メディア教育開発センターの解散により放送大学学園に引き継がれた職員に限る。）、独立行政法人宇宙航空研究開発機構（同機構の就業規則に規定する教育職職員に限る。）、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター及び独立行政法人大学入試センター（以下「他の国立大学法人等」という。）の職員が引き続いて本学の職員となったときにおけるその者の他の国立大学法人等の職員としての引き続いた在職期間（在職期間に通算されることとなっていた期間を含む。）を含むものとする。ただし、当該他の国立大学法人等の退職手当（これに相当する給付を含む。）に関する規定において、本学との勤続期間の通算を認めている場合に限る。また、国立大学法人富山大学契約職員就業規則で規定する職員及び国立大学法人富山大学診療助手、医員、大学院医員及び臨床研修医就業規則で規定する職員（以下「契約職員等」という。）が引き続いて国立大学法人富山大学職員就業規則で規定する職員となったときにおけるその者の契約職員等としての引き続いた在職期間（在職期間に通算されることとなっていた期間を含む。）は第 1 項に規定する職員としての引き続いた在職期間に含むものとする。
- 6 前各項の規定により計算した在職期間に 1 年未満の端数がある場合には、その端数は、切り捨てる。ただし、その在職期間が 6 月以上 1 年未満（第 3 条第 1 項（傷病又は死亡による退職に係る部分に限る。）、第 4 条第 1 項又は第 5 条第 1 項の規定により退職手当の基本額を計算する場合にあっては、1 年未満）の場合には、これを 1 年とする。
- 7 前項の規定は、第 6 条の 3 の規定により退職手当の額を計算する場合における勤続期間の計算については適用しない。
- 8 年俸制(一)適用教員給与規則の適用を受けていた期間(第 5 項に規定する在職期間のうち、他の国立大学法人等においてこの規則に相当するものを適用されていた期間を含む。)は、第 1 項の規定にかかわらず、その期間を在職期間に算入しない。

（国等の機関から復帰した職員の在職期間の計算）

第 7 条の 2 職員のうち、大学の要請に応じ、引き続いて国、特定独立行政法人（独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する特定独立行政法人をいう。以

下同じ。), 地方公共団体(退職手当に関する条例等において, 引き続いて当該地方公共団体に使用される者となった場合に, 職員としての勤続期間を当該地方公共団体に使用される者としての勤続期間に通算することを定めている地方公共団体に限る。以下同じ。)又は国家公務員退職手当法(以下「退職手当法」という。)第7条の2第1項に規定する公庫等(退職手当に関する規程等において, 引き続いて当該公庫等に使用される者となった場合に, 職員としての勤続期間を当該公庫等に使用される者としての勤続期間に通算することを定めている公庫等に限る。)(以下「国等の機関」という。)に使用される者(以下「国家公務員等」という。)となるため退職をし, かつ, 引き続き国家公務員等として在職(その者がさらに引き続き当該国家公務員等以外の他の国等の機関に係る国家公務員等として在職した場合を含む。)した後引き続いて再び職員となった者の前条第1項の規定による在職期間の計算については, 先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの全期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。

- 2 国家公務員等が, 国等の機関の要請に応じ, 引き続いて職員となるため退職し, かつ, 引き続いて職員となった場合におけるその者の前条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間に, その者の国家公務員等としての引き続いた在職期間を含むものとする。
- 3 前2項に規定する国等の機関は, 退職手当(これに相当する給付を含む。)に関する規定において, 本学の職員としての勤続期間を当該機関に使用される者としての勤続期間に通算することと定めている機関に限る。
- 4 第1項及び第2項の場合における国家公務員等としての在職期間の計算については, 前条の規定を準用する。
- 5 職員が第1項の規定に該当する退職をし, かつ, 引き続いて国家公務員等となった場合又は第2項の規定に該当する職員が退職し, かつ, 引き続いて国家公務員等となった場合においては, この規定による退職手当は支給しない。
- 6 国等の機関の職員が休職等によりその身分を保有したまま引き続いて職員となり, 再び国等の機関へ復帰する場合には, 職員としての在職期間はなかったものとみなす。

(役員との在職期間の通算)

第8条 職員が, 引き続いて国立大学法人富山大学役員(常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「役員」という。)となったときは, この規則による退職手当は支給しない。

- 2 第7条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には, 役員が引き続いて職員となったときにおけるその者の役員としての引き続いた在職期間を含むものとする。
- 3 前項の場合における役員としての在職期間の計算については, 第7条第4項の規定を準用する。

(役員の有する職員の退職手当の額の特例)

第9条 引き続いた役員の間を有する職員の退職手当の額は, 第3条, 第4条, 第5条, 第5条の2, 第5条の3, 第5条の4及び第6条にかかわらず, 当該職員に係る役員の有する職員の退職手当の額とする。

職期間について、当該役員の業績に応じ、これを増額し又は減額することができる。

(定年前に退職する意思を有する職員の募集等)

第9条の2 学長は、定年前に退職する意思を有する職員の募集であって、次の募集を行うことができる。

- (1) 職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、第5条の3第1項で定める年齢以上の年齢である職員を対象として行う募集
 - (2) 組織の改廃又は事業場の移転を円滑に実施することを目的とし、当該組織又は事業場に属する職員を対象として行う募集
- 2 前項の規定による募集（以下「募集」という。）を行うに当たっては、同項各号の別、第5項の規定により認定を受けた場合に退職すべき日又は期間、募集の人数及び期間その他当該募集に関し必要な事項を記載した要項（以下「募集実施要項」という。）を当該募集の対象となるべき職員に周知しなければならない。
- 3 次に掲げる者以外の職員は、募集の期間中いつでも応募し、第8項第3号に規定する退職すべき日が到来するまでの間いつでも応募の取下げを行うことができる。
- (1) 任期を定めて採用（台帳に掲載）された者
 - (2) 前項に規定する退職すべき日又は期間中に定年に達する者
 - (3) 本学の役員となるために退職する者
 - (4) 職員就業規則第38条の規定による懲戒処分（管理又は監督に係る職務を怠った場合における処分を除く。）又はこれに準ずる処分を募集の開始の日において受けている者又は募集の期間中に受けた者
- 4 前項の規定による応募（以下「応募」という。）又は応募の取下げは職員の自発的な意思に委ねられるものであって、学長は職員に対しこれらを強制してはならない。
- 5 学長は、応募をした職員（以下「応募者」という。）について、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、応募による退職が予定されている職員である旨の認定（以下「認定」という。）をするものとする。ただし、次の各号のいずれにも該当しない応募者の数が第2項に規定する募集の人数を超える場合であって、当該場合において認定をする者の数を当該補修をする人数の範囲内に制限するために必要な方法を定め、募集実施要項と併せて周知していたときは、学長は、当該方法に従い、当該募集の人数を超える分の応募者について認定をしないことができる。
- (1) 応募が募集実施要項又は第3項の規定に適合しない場合
 - (2) 応募者が応募をした後職員就業規則第38条の規定による懲戒処分又はこれに準ずる処分を受けた場合
 - (3) 応募者が前号に規定する処分を受けるべき行為（在職期間中の応募者の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして当該処分に値することが明らかなものという。）をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合
 - (4) 応募者を引き続き職務に従事させることが大学の能率的運営を確保し、又は長期的

な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

- 6 学長は、認定をし、又はしない旨の決定をしたときは、遅滞なく、その旨（認定をしない旨の決定をした場合においてはその理由を含む。）を応募者に書面により通知するものとする。
- 7 学長が募集実施要項において退職すべき期間を記載した場合には、認定を行った後遅滞なく、当該期間内のいずれかの日から退職すべき期日を定め、前項の規定により認定をした旨を通知した応募者に当該期日を書面により通知するものとする。
- 8 認定を受けた応募者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定は、その効力を失う。
 - (1) 職員就業規則第 38 条の規定による諭旨解雇及び懲戒解雇の処分を受けて退職するに至ったとき。
 - (2) 第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定により退職手当を支給しない場合に該当するに至ったとき。
 - (3) 募集実施要項に記載された退職すべき期日若しくは前項の規定により応募者に通知された退職すべき期日が到来するまでに退職し、又はこれらの期日に退職しなかったとき（前 2 号に掲げるときを除く。）。)
 - (4) 職員就業規則第 38 条の規定による懲戒処分（諭旨解雇及び懲戒解雇の処分並びに管理又は監督に係る職務を怠った場合における処分を除く。）又はこれに準ずる処分を受けたとき。
 - (5) 第 3 項の規定により応募を取り下げたとき。
（懲戒解雇等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限）

第 10 条 学長は、懲戒解雇等処分（職員就業規則第 39 条第 5 号に規定する懲戒解雇、同条第 4 号に規定する諭旨解雇その他の職員としての身分を当該職員の非違を理由として失わせる処分をいう。以下同じ。）を受けて退職をした者（当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が大学の運営に及ぼす支障の程度、並びに当該非違が大学に対する社会の信頼に及ぼす影響等の事情を勘案して、当該退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

- 2 学長は、前項の規定による処分を行うときは、その理由を付記した書面により、その旨を当該処分を受けるべき者に通知しなければならない。
- 3 学長は、前項の規定による通知をする場合において、当該処分を受けるべき者の所在が知れないときは、公示送達をもって通知に代えることができる。この場合においては、民法第 98 条第 3 項の規定により、公示された日から起算して 2 週間を経過した日に、通知が当該処分を受けるべき者に到達したものとみなす。
（退職手当の支払の差止め）

第 11 条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、学長は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る退職手当の額の支払を差し止める処分を行うものとする。

(1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限る、刑事訴訟法第 6 編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

(2) 退職した者に対しまだ当該退職手当の額が支払われていない場合において、当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたとき。

2 退職した者に対しまだ当該退職に係る退職手当の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、学長は、当該退職をした者に対し、当該退職手当の額の支払を差し止める処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又は学長がその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったときであって、その者に対し退職手当を支払うことが、大学に対する社会の信頼を確保する上で支障を生ずると認めるとき。

(2) 学長が、当該退職をした者について、当該退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続き在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為（在職期間中の職員の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして懲戒解雇等処分に値することが明らかなものをいう。以下同じ。）をしたことを疑うに足る相当な理由があると思料するに至ったとき。

3 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る退職手当の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対しまだ当該退職手当の額が支払われていない場合において、前項第 2 号に該当するときは、学長は、当該遺族に対し、当該退職手当の額の支払を差し止める処分を行うことができる。

4 前 3 項の規定による退職手当の額の支払を差し止める処分（以下「支払差止処分」という。）のうち、第 1 項又は第 2 項の規定による支払差止処分を行い、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、学長は、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第 3 号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合

(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第 1 項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴

を提起しない処分があった日から6月を経過した場合

(3) 当該支払差止処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合

5 第3項の規定による支払差止処分を行い、当該支払差止処分を受けた者が次条第2項の規定による処分を受けることなく当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合には、学長は、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。

6 前2項の規定は、学長が、当該支払差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、当該退職手当の額の支払を差し止める必要がなくなったとして当該支払差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

7 前条第2項及び第3項の規定は、支払差止処分について準用する。

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第12条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る退職手当の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、学長は、当該退職をした者(第1号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、第10条第1項に定める事情及び同項に規定する退職をした場合の退職手当の額との権衡を勘案して、当該退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が刑事事件(当該退職後に起訴された場合にあっては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。)に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2) 学長が、当該退職をした者について、当該退職後に当該退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたと認めるとき。

2 死亡による退職をした者の遺族(退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)が当該退職に係る退職手当の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。)に対しまだ当該退職手当の額が支払われていない場合において、前項第2号に該当するときは、学長は、当該遺族に対し、第10条第1項に定める事情を勘案して、当該退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

3 学長は、第1項第2号又は前項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。

4 第10条第2項及び第3項の規定は、第1項及び第2項の規定による処分について準用する。

5 支払差止処分に係る退職手当に関し第1項又は第2項の規定により当該退職手当の一部を支給しないこととする処分が行われたときは、当該支払差止処分は、取り消されたもの

とみなす。

(退職をした者の退職手当の返還)

第13条 退職をした者に対し当該退職に係る退職手当の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、学長は、当該退職をした者に対し、第10条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該退職手当の額の全部又は一部の返還を命ずる処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2) 学長が、当該退職をした者について、当該退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたと認めるとき。

2 前項第2号に該当するときにおける同項の規定による処分は、当該退職の日から5年以内に限り、行うことができる。

3 学長は、第1項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。

4 第10条第2項の規定は、第1項の規定による処分について準用する。

(遺族の退職手当の返還)

第14条 死亡による退職をした者の遺族(退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)が当該退職に係る退職手当の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。)に対し当該退職手当の額が支払われた後において、前条第1項第2号に該当するときは、学長は、当該遺族に対し、当該退職の日から1年以内に限り、第10条第1項に定める事情のほか、当該遺族の生計の状況を勘案して、当該退職手当の額の全部又は一部の返還を請求することができる。

2 第10条第2項並びに前条第3項の規定は、前項の規定による処分について準用する。

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の返還)

第15条 退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)に対し当該退職に係る退職手当の額が支払われた後において、当該退職手当の額の支払を受けた者(以下この条において「退職手当の受給者」という。)が当該退職の日から6月以内に第13条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合(次項から第4項までに規定する場合を除く。)において、学長が、当該退職手当の受給者の相続人(包括受遺者を含む。以下この条において同じ。)に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、学長は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由とし

て、当該退職手当の額の全部又は一部に相当する額の返還を請求することができる。

- 2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第13条第3項又は前条第2項の規定により意見を聴取することの通知を受けた場合において、第13条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき（次項から第4項までに規定する場合を除く。）は、学長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該退職手当の額の全部又は一部に相当する額の返還を請求することができる。
- 3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項及び次項において同じ。）が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第11条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第13条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、学長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該退職手当の額の全部又は一部に相当する額の返還を請求することができる。
- 4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第13条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、学長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該退職手当の額の全部又は一部に相当する額の返還を請求することができる。
- 5 前各項の規定による処分に基づき返還する金額は、第10条第1項に定める事情のほか、当該退職手当の受給者の相続財産の額、当該退職手当の受給者の相続財産の額のうち前各項の規定による処分を受けるべき者が相続又は遺贈により取得をした又は取得をする見込みである財産の額、当該退職手当の受給者の相続人の生計の状況及び当該退職手当に係る租税の額等の事情を勘案して定めるものとする。この場合において、当該相続人が2人以上あるときは、各相続人が返還する金額の合計額は、当該退職手当の額を超えることとなってはならない。
- 6 第10条第2項並びに第13条第3項の規定は、第1項から第4項までの規定による処分について準用する。

（役員会等の審査）

- 第16条 学長は、第12条第1項第2号若しくは第2項、第13条第1項、第14条第1項又は前条第1項から第4項までの規定による処分（以下この条において「退職手当の支

給制限等の処分」という。)を行おうとするときは、役員会において審査しなければならない。

- 2 役員会は、第12条第2項、第14条第1項又は前条第1項から第4項までの規定による処分を受けるべき者から申立てがあった場合には、当該処分を受けるべき者に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。
- 3 役員会は、必要があると認める場合には、退職手当の支給制限等の処分に係る事件に関し、当該処分を受けるべき者又は学長にその主張を記載した書面又は資料の提出を求め、適当と認める者にその知っている事実の陳述又は鑑定を求め、その他必要な調査をすることができる。
- 4 役員会は、必要があると認める場合には、退職手当の支給制限等の処分に係る事件に関し、関係機関に対し、資料の提出、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

(職員が退職した後に引き続き職員となった場合等における退職手当の不支給)

第17条 職員(寄附講座等教員を除く。以下この条において同じ。)が退職した場合(第10条第1項に該当する場合を除く。)において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となったときは、この規則による退職手当は、支給しない。

- 2 職員が、引き続き他の国立大学法人等の職員となるため退職し、かつ、引き続き当該他の国立大学法人等に就職した場合において、その者の職員としての勤続期間が、当該他の国立大学法人等の退職手当(これに相当する給付を含む。)に関する規定によりその者の当該他の国立大学法人の勤続期間に通算されることに定められているときは、この規則による退職手当は、支給しない。
- 3 職員が、第7条の2第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続き国家公務員等となった場合又は同条第2項の規定に該当する職員が退職し、かつ引き続き国家公務員等となった場合においては、この規則の規定による退職手当は支給しない。

(端数の処理)

第18条 この規則により計算した確定金額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする

(実施規定)

第19条 この規則に定めるもののほか退職手当の支給に関し、必要な事項は大学が定める。

(規則の見直し)

第20条 退職手当法の改正及び本学の業務の実績等を考慮し、必要に応じてこの規則を見直すものとする。

附 則

- 1 この規則は、平成17年10月1日から施行する。
- 2 当分の間、44年を超える期間勤続して退職した者で第3条第1項の規定に該当する退職

をした者に対する退職手当の額は、同項の規定にかかわらず、その者が第5条の規定に該当する退職をしたものとし、かつ、その者の勤続期間を35年として第5条の4の規定の例により計算して得られる額とする。

- 3 この規則の施行日の前日において、旧富山大学法人、旧富山医科薬科大学法人及び旧高岡短期大学法人の役職員であった者が、施行日に富山大学法人の職員となった場合、施行日前の在職期間（在職期間に通算されることとなっていた期間を含む。）は第7条で定める勤続期間に通算することができる。
- 4 国立大学法人法附則第6条第1項の規定により退職手当が支給されなかった者が、引き続き職員として在職し退職等した場合には、平成16年3月31日以前の退職手当法第2条第1項に規定する職員（同条第2項に規定する職員を含む。）として在職した期間を職員の在職期間とみなす。
- 5 国立大学法人法附則第4条の適用を受けた者が、引き続き職員として在職した後、国家公務員等となるため退職等した場合に当該職員としての在職期間が国家公務員等の在職期間に通算されることが定められているときは、この規則による退職手当は支給しない。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

- 第1条 この規則による本給の月額については、退職した者の基礎在職期間中に本給の月額の減額改定によりその者の本給の月額が減額されたことがある場合において、その者の減額後の本給の月額が減額前の本給の月額に達しない場合にその差額に相当する額を支給することとする規則又はこれに準ずる給与細則若しくは給与の支給の基準の適用を受けたことがあるときは、当該差額を含まないものとする。ただし、第6条の3第2項に規定する基本給月額に含まれる本給の月額については、この限りでない。
- 第2条 職員が新制度適用職員（職員であって、その者が新制度切替日以後に退職することにより新規則の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。）として退職した場合においてその者が新制度切替日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における本給の月額を基礎として改正前の職員退職手当規則の規定により計算した退職手当の額が、新規則の規定により計算した退職手当の額（以下「新規則等退職手当額」という。）よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。
- 2 前項の「新制度切替日」とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日をいう。
 - (1) 施行日の前日及び施行日において職員として在職していた者 施行日
 - (2) 職員として在職した後、施行日以後に引き続いて「本学役員」、「他の国立大学法人等の職員」及び「国家公務員等」（以下「本学役員等」という。）として在職した後引き

続いて職員となったもの（その者の「本学役員等」となった日の前の期間が通算されない者に限る。） 「本学役員等」となった日

- (3) 施行日の前日に「本学役員等」として在職していた者のうち、本学役員等としての在職期間を職員としての在職期間に通算される者 施行日
- (4) 施行日の前日に「本学役員等」として在職していた者のうち職員から引き続いて「本学役員等」となった者で「本学役員等」として在職した後引き続いて職員となったもの（「本学役員等」として在職した期間を通算される者に限る。） 施行日
- (5) 前各号に掲げる者に準ずる者で別に定める者 別に定める日

3 前項第3号及び第4号に掲げる者が新制度適用職員として退職した場合における当該退職による退職手当についての第1項の規定の適用については、同項中「退職したものと」とあるのは「職員として退職したものと」と、「勤続期間」とあるのは「勤続期間として取り扱われるべき期間」と、「本給の月額」とあるのは職員として在職していたとみなした場合に、その者が新制度切替日の前日において受けるべき本給の月額とする。なお、新制度切替日の前日に本学役員又は独立行政法人役員として在職していた者の受けるべき本給の月額は、特定職本給表を適用した場合に受けるべき本給の月額とする。

第3条 削除

第4条 基礎在職期間の初日が新制度切替日前である者に対する規則第5条の2の規定の適用については、同条第1項中「基礎在職期間」とあるのは、「基礎在職期間（附則第2条第2項に規定する新制度切替日以後の期間に限る。）」とする。

2 新制度適用職員として退職した者で、その者の基礎在職期間のうち新制度切替日以後の期間に、新制度適用職員以外の職員としての在職期間が含まれるものに対する規則第5条の2の規定の適用については、別に定める。

第5条 退職手当の調整額を計算する場合において、基礎在職期間の初日が平成8年4月1日前である者に対する規則第6条の2の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第1項	その者の基礎在職期間（	平成8年4月1日以後のその者の基礎在職期間（
第2項	基礎在職期間	平成8年4月1日以後の基礎在職期間

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年7月8日から施行する。

附 則

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の規定は、この規則の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成 23 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

第 1 条 この規則は、平成 25 年 2 月 1 日から施行する。

第 2 条 この規則改正後の平成 17 年 10 月 1 日施行職員退職手当規則附則第 2 項中「44 年」を「42 年」とする。

第 3 条 この規則改正後の平成 18 年 4 月 1 日施行職員退職手当規則附則第 2 条第 1 項中「退職手当の額が、」を「額（当該勤続期間が 43 年又は 44 年の者であって、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は業務によらない傷病により退職したものにあっては、その者が旧規則第 5 条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を 35 年として旧規則第 7 条第 1 項の規定の例により計算して得られる額）にそれぞれ 100 分の 87（当該勤続期間が 20 年以上の者（42 年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び 37 年以上 42 年以下の者で業務によらない傷病により退職したものを除く。）にあっては、104 分の 87）を乗じて得た額が、」とする。

第 4 条 この規則改正後の第 5 条の 4 第 1 項（第 5 条の 4 第 3 項及び平成 17 年 10 月 1 日施行職員退職手当規則附則第 2 項においてその例による場合を含む。）及び第 5 条の 4 第 2 項の規定の適用については、第 5 条の 4 第 1 項中「100 分の 87」とあるのは、平成 25 年 2 月 1 日から同年 9 月 30 日までの間においては「100 分の 98」と、同年 10 月 1 日から平成 26 年 6 月 30 日までの間においては「100 分の 92」とする。

第 5 条 この規則改正後の平成 18 年 4 月 1 日施行職員退職手当規則附則第 2 条第 1 項の規定の適用については、同項中「100 分の 87」とあるのは、平成 25 年 2 月 1 日から同年 9 月 30 日までの間においては「100 分の 98」と、同年 10 月 1 日から平成 26 年 6 月 30 日までの間においては「100 分の 92」と、「104 分の 87」とあるのは、平成 25 年 2 月 1 日か

ら同年 9 月 30 日までの間においては「104 分の 98」と、同年 10 月 1 日から平成 26 年 6 月 30 日までの間においては「104 分の 92」とする。

附 則

この規則は、平成 25 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 26 年 11 月 25 日から施行する。

附 則

第 1 条 この規則は、平成 30 年 3 月 1 日から施行する。

第 2 条 この規則改正後の平成 18 年 4 月 1 日施行職員退職手当規則附則第 2 条第 1 項中「新規則」とあるのは「職員退職手当規則」と、「退職手当の額が、」とあるのは「額（当該勤続期間が 43 年又は 44 年の者であって、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は通勤による傷病以外の業務によらない傷病により退職したものにあっては、その者が旧規則第 5 条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を 35 年として旧規則第 7 条第 1 項の規定の例により計算して得られる額）にそれぞれ 100 分の 83.7（当該勤続期間が 20 年以上の者（42 年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び 37 年以上 42 年以下の者で通勤による傷病以外の業務によらない傷病により退職したものを除く。）にあっては、104 分の 83.7）を乗じて得た額が、」と、「退職手当の額（以下「新規則等退職手当額」という。）」とあるのは「退職手当の額」とする。

第 3 条 この規則改正後の平成 18 年 4 月 1 日施行職員退職手当規則附則第 4 条第 1 項中「新制度切替日前」とあるのは「新制度切替日（附則第 2 条第 2 項に規定する新制度切替日をいう。次項において同じ。）前」とする。

附 則

この規則は、平成 31 年 1 月 29 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1

イ 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間の基礎在職期間における職員の区分表

退職手当の調整額算定上の区分の適用範囲

区分	専門職			技能職			教育職（一）			教育職（二）			教育職（三）			医療職（一）			医療職（二）			特定職				
	級	適用範囲	役職加算	級	適用範囲	役職加算	級	適用範囲	役職加算	級	適用範囲	役職加算	級	適用範囲	役職加算	級	適用範囲	役職加算	級	適用範囲	役職加算	級	適用範囲	役職加算		
第1号																									9号給以上	
第2号																									4号給から8号給まで	
第3号																									1号給から3号給まで	
第4号	(11)						(5)	I種かつ役職加算20%	(20)																	
第5号	(10)						(5)	役職加算20%	(20)	(4)		(20)	(4)		(20)											
第6号	(9)						(5)	上記以外の者	(15)	(4)	IV種14%以上	(15)	(4)	IV種14%以上	(15)	(8)						(7)				
第7号	(8)						(4)	役職加算15%	(15)	(4)	IV種	(15)	(4)	IV種	(15)	(6)又は(7)						(6)				
第8号	(7)			(6) (別に定める者)			(4)	上記以外の者	(10)	(3)	IV種	(10)	(3)	IV種	(10)	(5) (別に定める者)						(5)				
第9号	(6)			(6) (第8号区分に掲げる者を除く)			3		(10)	(3)	V種以上	(10)	(3)	V種以上	(10)	(5) (第8号区分に掲げる者を除く)										
										(2)	<*1>	(10)	(2)	<*1>	(10)											
第10号	(4)又は(5)			(3) (別に定める者)又は(4)若しくは(5)			2		(5)	(2)	<*2>	(5)	(2)	<*2>	(5)	(2) (別に定める者)又は(3)若しくは(4)						(2) (別に定める者)又は(3)				
第11号	上記以外の者			上記以外の者			1			(2)	上記以外の者	(5)	(2)	上記以外の者	(5)	上記以外の者										
										1			1													
							<*1> 経験年数30年（大学4卒）以上 <*2> 経験年数12年（大学4卒）以上																			

(注1) 区分の上段の適用は、平成18年3月31日現在の本学の本給表である。

(注2) 平成16年4月1日から平成17年9月30日までの本給表は、一般職本給表（一）については専門職本給表とし、一般職本給表（二）については技能職本給表とし、教育職本給表については教育職本給表（一）とし、医療職本給表については医療職本給表（二）とし、指定職本給表については特定職本給表として、それぞれ適用する。

(注3) 平成8年4月1日から平成16年3月31日までの本給表は、行政職俸給表（一）については専門職本給表とし、行政職俸給表（二）については技能職本給表とし、教育職俸給表については教育職本給表とし、医療職俸給表（二）については医療職本給表（一）とし、医療職俸給表（三）については医療職本給表（二）とし、指定職俸給表については特定職本給表として、それぞれ適用する。

別表第1

口 平成18年4月1日以降の基礎在職期間における職員の区分表

退職手当の調整額算定上の区分の適用範囲

区分	専門職			技能職			教育職（一）			教育職（二）			教育職（三）			医療職（一）			医療職（二）			特定職		
	級	適用範囲	役職加算	級	適用範囲	役職加算	級	適用範囲	役職加算	級	適用範囲	役職加算	級	適用範囲	役職加算	級	適用範囲	役職加算	級	適用範囲	役職加算	級	適用範囲	役職加算
第1号																							7号給以上	
第2号																							1号給から6号給まで	
第3号	(10)																							
第4号	(9)						(5)	I種かつ役職加算20%	(20)															
第5号	(8)						(5)	役職加算20%	(20)	(4)		(20)	(4)		(20)									
第6号	(7)						(5)	上記以外の者	(15)	(4)	IV種14%以上	(15)	(4)	IV種14%以上	(15)	(8)			(7)					
第7号	(6)						(4)	役職加算15%	(15)	(4)	IV種	(15)	(4)	IV種	(15)	(6)又は(7)			(6)					
第8号	(5)			(5) (別に定める者)			(4)	上記以外の者	(10)	(3)	IV種	(10)	(3)	IV種	(10)	(5) (別に定める者)			(5)					
第9号	(4)			(5) (第8号区分に掲げる者を除く)			3		(10)	(3)	V種以上	(10)	(3)	V種以上	(10)	(5) (第8号区分に掲げる者を除く)			(4)					
										(2)	<*1>	(10)	(2)	<*1>	(10)									
第10号	(3)			(3) (別に定める者)又は(4)			2		(5)	(2)	<*2>	(5)	(2)	<*2>	(5)	(2) (別に定める者)又は(3)若しくは(4)			(2) (別に定める者)又は(3)					
第11号	上記以外の者			上記以外の者			1			(2)	上記以外の者	(5)	(2)	上記以外の者	(5)	上記以外の者			上記以外の者					
										1			1											
							<*1> 経年数30年（大学4卒）以上 <*2> 経年数12年（大学4卒）以上																	